大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表大和市次世代育成支援対策地域協議会の項を削り、同表に次のように加える。

大和市子ども・子育て会議	65号)の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の	17以内
大和市教科用図書採択検討委員会	諮問に応じて審議し、その結果を報告する。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に 関する法律(昭和38年法律第182号) 第13条第1項の規定に基づく教科用図書 の採択につき、教育委員会の諮問に応じて 調査検討し、その結果を報告する。	9以内

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例 第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第37号中「次世代育成支援対策地域協議会」を「子ども・子育て会議」に 改め、同条中第66号を第67号とし、第50号から第65号までを1号ずつ繰り下 げ、第49号の次に次の1号を加える。

(50) 教科用図書採択検討委員会の委員

第2条第1項中「第65号」を「第66号」に改め、同条第2項中「前条第66号」 を「前条第67号」に改める。

別表第37号職名の欄中「次世代育成支援対策地域協議会」を「子ども・子育て会議」に改め、同表中第65号を第66号とし、第50号から第64号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次の1号を加える。

5 0	教科用図書採択検討委員会の委員	日額	8, 900
-----	-----------------	----	--------